

National Association of Crime Victims and Surviving Families
NAVS

ニュース・レター

VOL.26 2006.3.20
E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694
東京中央郵便局私書箱1646号
TEL: 03-5319-1773
FAX: 03-5319-1774

全国犯罪被害者の会（あすの会）第6回大会・シンポジウム

日時 2006年1月22日（日）
場所 日比谷三井ビル8階ホール

1月22日（日）、全国犯罪被害者の会（あすの会）第6回大会・シンポジウムがおこなわれました。前日は、非常に冷え込んで雪が降ったため、参加される方が少ないのではないかと心配しましたが、当日は雪もやみ、多くの皆様にお越しいただくことができました。皆様には日曜日でお休みにも関わらず足をお運びいただき、誠にありがとうございました。

以下、当日の様子をお伝えいたしますので、ご覧ください（当日は、杉浦正健法務大臣よりご祝辞を賜りましたが、先生は大変お忙しく、当初の予定よりも早く退席されることになり、急遽、開会挨拶の前にご挨拶をいただくことになりました。当日はたくさんの方々からご祝辞を頂戴いたしましたので、実際の順番とは異なりますが、紙面では祝辞としてまとめて紹介させていただきます）。



パネルディスカッション



総会

— INDEX —

全国犯罪被害者の会（あすの会）第6回大会・シンポジウム	1~10
犯罪被害者等基本計画特集	11~15
2000年改正少年法5年後見直しの意見書を提出	15~16
法律まめ知識	16
犯罪被害救援基金のお知らせ	17
活動報告	17
集会及び幹事会の報告	18~19
運営の基本・会計／あとがき	20
別添 2000年改正少年法5年後見直しの意見書	

開会挨拶

代表幹事 岡村 熱

ただいま、杉浦法務大臣より身に余るご祝辞を賜りまして、感激いたしております。当会が小泉内閣総理大臣に宛てた犯罪被害者の権利確立に関する要望書の署名運動を全国展開していた当時、杉浦大臣は、私たちを小泉総理に引き合わせてくださいました。小泉総理は、即座に被害者対策の必要性を認識され、杉浦先生と同席くださった自由民主党司法制度調査会会长の保岡興治先生に、「政府と党で取り組もう。党の方を頼む」と指示されたのです。これを受けて保岡先生は、司法制度調査会の中に上川陽子先生をキャップとする小委員会を設けられ、検討を始められました。小泉総理、杉浦先生、保岡先生、上川先生、この4人の線が繋がらなければ、一昨年12月に議員立法で成立した犯罪被害者等基本法や、昨年12月27日に閣議決定された犯罪被害者等基本計画は生まれなかつたでしょう。その杉浦先生からご祝辞を賜り、また、保岡先生からご講演いただることは、まことに意義深く、心から感謝申し上げる次第でございます。また、当会の活動を物心両面にわたってご支援いただいた、「全国犯罪被害者の会を支援するフォーラム」を代表して、本日は高橋宏さん、山本千里さんがご出席くださいました。さらに同フォーラムの発起人の一人である、石原慎太郎東京都知事からもメッセージを頂戴いたしました。御礼申し上げます。

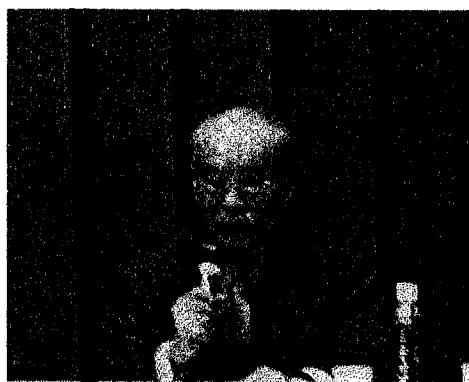
2000年1月23日、当会の第1回シンポジウムにあふれんばかりの人が押しかけた熱気を昨日のように思い出します。当時、犯罪被害者は何の権利も援助もなく、社会の偏見と好奇の目にさらされて、耐え忍ぶしかない存在でした。それから6年、犯罪被害者を巡る環境は大きく変わり、国民の認識、理解も大きく深まってまいりました。

犯罪被害者等基本法は、「犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい待遇を受ける権利を有する」と規定し(3条)、「国、地方公共団体、関係機関、民間団体が連携して犯罪被害者等のための施策を総合的、計画的に推進する」(前文)と定めました。昨年は、内閣府で、犯罪被害者等施策推進室の加地隆治室長を中心に、犯罪被害者等基本計画の策定作業が精力的に行われ、12月27日に閣議決定されるにいたりました。これは、258項目に及ぶ犯罪被害者等のための施策を総合的に定めたものです。これによって、わが国の被害者対策は大きく前進することでしょう。

基本計画のなかで特筆すべきことは、私達が署名活動の冒頭に掲げ、主張し続けてきた「刑事司法は公の秩序維持のためだけでなく、犯罪被害者等のためにも存在しなければならない」というもっとも大きな願いが入れられているということです。これにより、犯罪被害者等が単なる刑事司法の証拠品ではなく、事件の当事者として刑事案件に関与する途が滑けてゆくものと思います。附帯私訴については、刑事手続の成果を利用した簡易迅速な手続を導入する方向で、法務省で2年以内を目途に結論を出し実施するということで、前向きに検討されることとなりました(基本計画17頁)。訴訟(公訴)参加については、刑事手続に直接関与することのできる制度を導入する方向で、法務省が検討を行い、2年以内を目途に結論を出し実施するということになりました(基本計画41頁)。更に被害回復制度については、新たに設立する検討のための会で検討することになっています。このように、当会が海外調査を行い、署名活動、地方議会に対する決議要望等を行ってきた問題については、具体化は今後の課題であるとしても、その方向性は十分取り入れられており、運動の成果はあったと喜んでおります。

当会は設立にあたり、「犯罪が社会から生まれ、誰もが被害者になる可能性がある以上、犯罪被害者の権利と被害回復制度を創設することは、国や社会の当然の義務である」としながらも、これは「犯罪被害者自身の問題であるから、支援の方々に任せただけでなく、被害者自らも取り組まなければならない」と趣意書に謳いました。そして、そのとおり被害者運動の先頭に立って活動してきました。基本法や基本計画ができたといつても、具体的実施はこれからです。同じく趣意書に謳ってあるように、全国の犯罪被害者が連帯し、苦しみと悲しみを生きる力に変え、社会を公正で安全なものにするため、心と力を尽くしてゆきたいと思います。

犯罪被害者自身が、今日の環境をつくる原動力になったことは、世界でも注目されているそうです。しかし、これは犯罪被害者の努力だけで実現できたわけではありません。支援の方々、国会や地方議会の先生方、行政に携わる方々、一般国民、報道機関、特に多くの時間を割いてご協力くださった顧問弁護団の先生方のご理解、ご協力があつてはじめて実現したものです。皆様に深く感謝申し上げるとともに、今後ともよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。



岡村代表

祝　辞

法務大臣　杉浦　正健　氏

全国犯罪被害者の会第6回大会の開会に当たりまして、一言お祝いの言葉を申し上げます。

全国犯罪被害者の会は、犯罪被害者の方々が自ら立ち上がり、同じ苦しみを抱える他の多くの犯罪被害者やそのご家族の方々の権利の確立等のため、積極的に活動を展開してこられました。全国犯罪被害者の会が呼びかけて集められた39万人余りの署名をもとに、幹事の方々が小泉総理大臣を訪問されたのは、約2年半前の平成15年7月8日のことでした。当時の自民党司法制度調査会会长であられた保岡興治衆議院議員とともに、当時同調査会会长代理であった私もその場に同席させていただきましたが、この時の、全国犯罪被害者の会の代表の方々の熱のこもった訴えが、小泉総理大臣を動かし、政府・与党を動かし、さらには党派を超えた大きなうねりとなって、一昨年12月の犯罪被害者等基本法の制定として実を結んだわけでありまして、皆様の行動力と献身的なご努力に、改めて、心から敬意を表したいと思います。

また、昨年4月から、同法に基づいて、犯罪被害者等基本計画策定に向けた検討が開始され、年末まで集中した議論が行われましたが、この基本計画案の策定に際しましても、代表幹事の岡村先生に有識者構成員として検討会議にご参加いただき、全国犯罪被害者の会を始めとする多くの犯罪被害者の方々のご協力を背景に、犯罪被害者等の声が最大限に反映されるようご尽力いただきました。

こうして、多くの犯罪被害者等の方々の期待が込められた「犯罪被害者等基本計画」は、昨年12月27日に閣議決定されました。基本計画には、法務省が関係する施策が数多く盛り込まれております。これからは、その着実な実施が求められることになります。私は、このような大切な時期に法務行政をお預かりすることの責任の重みを感じ、改めて、犯罪被害者等の方々の立場に立った保護や支援の重要性を強く認識しますとともに、法務省に寄せられた期待に適切にお応えすることができるよう、基本計画の着実な推進に努めてまいりたいと考えております。

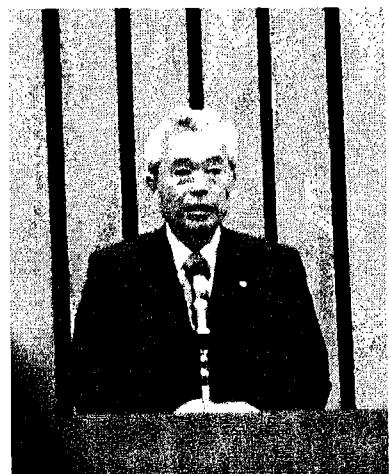
特に、法務省の関係では、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」と「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度」についてのご关心が高いと承知しております。これらの制度を実現するためには、いざれも法改正が必要となり、基本計画では2年という検討期限が示されているところですが、犯罪被害者等の方々をはじめ、各方面のご意見も十分に伺いながら、できる限り早期に所要の法案を国会に提出できるよう、積極的に検討を進めてまいりたいと考えております。

また、経済的支援の問題など、政府全体として残された課題もありますので、こちらの点につきましても、引き続き、皆様のご意見を伺いながら、関係府省と協力して、十分に検討してまいりたいと考えております。

終わりに、全国犯罪被害者の会の一層のご発展をお祈りするとともに、ご参集の皆様方のご健勝をお祈り申し上げまして、私の祝辞いたします。

一言付け加えさせていただきます。

岡村先生は、私の所属する第一東京弁護士会の先輩で、いろいろとご指導いただいてまいりました。その岡村先生が非情な事件に遭われ、私たちも悲嘆にくれていましたが、先生は多くの犯罪被害者のために立ち上がられました。岡村先生のご熱意があったからこそ、運動としても盛り上がり、政党や内閣を動かして、基本法の制定までこぎつけたのでございます。岡村先生の後輩として嬉しく思いますし、政治の場でお手伝いさせていただいたことは大変光栄に思います。しかし、まだ始まったばかりです。私も皆様のご期待に応えられますよう、政治の場でいっそう頑張っていきたいと思いますが、どうか皆様に置かれましても、この運動をもっと広め、犯罪被害者等の方々が、社会の中でより幸せに生活できますよう、ご尽力をお願い申し上げます。



杉浦法務大臣

全国犯罪被害者の会を支援するフォーラム代表／首都大学東京理事長　高橋　宏　氏

全国犯罪被害者の会がスタートしてすぐ、岡村さんは、文藝春秋の7月号に、犯罪被害者の悲惨な実情についての論文をお書きになりました。これを読んだ、私の親友である東京都知事の石原慎太郎が、すつ

かり興奮、感激し、全国犯罪被害者を支援するフォーラムを立ち上げようと言いたし、全国運動にするのに、アサヒビールの樋口廣太郎さん、日本経団連の奥田碩さん、日本の良識を代表する女性代表として瀬戸内寂聴さん、石原慎太郎の4人が発起人代表となったのです。そして、2000年9月21日の結成集会には、日本中の良識ある人を集め、盛り上げました。座りきれないほどの人人が集まつた中、井上保孝・郁美さんのご夫妻がどんなに辛い思いをしたかというお話をされ、列席者がみなハンカチで目頭をおさえました。また、常磐大学理事長の諸澤先生が、諸外国及び日本における犯罪被害者の実情を詳細に発表され、みな目から鱗が落ちたと言って感激しました。それから、元日本将棋連盟会長の原田泰夫さんなどが応援演説をしてくれました。そして、おおいに日本に正義を行わせなければ、生きている価値がないという話をしました。

岡村さん自身、山一証券を逆恨みした人間に最愛の妻を奪われ、たいへん気を落とされ、もう生きていく価値はないと、ひとたび死を決心したことですが、お子さんや友人から説得され、罪なくして犯罪被害を受けた人を救うために立ち上がるべきだと考えるに至り、全国犯罪被害者の会を立ち上げたわけです。

岡村さんは、海外の司法、裁判制度がどうなっているのか、日本の政界や法曹界の人たちに見てもらおうと、実際に海外へ調査に行かれました。岡村さんがやってきたことをNHKも放送してくれました。これは、実に岡村さんらしい、実行力のある立派な振る舞いであると私は思います。

先日も石原と会い、このままでは日本はだめになるという話をしました。昨年、日本に起こったのは、政官財の癒着や、目を覆いたくなるような事件など悪いことばかりでしたが、犯罪被害者基本法にもとづき、政府の中で犯罪被害者の権利についてピックアップされるなど良いことがあったという話をしました。後ほどお話しいただく保岡先生を始めとする立派な人達がこの会を応援しようという運動が澎湃として起こってきたということは、日本人も決して捨てたものじゃないなと私は思います。

あすの会の皆様の6年間にわたる立派な業績を、これから聞かせていただきます。私は、こうした善意の人たちが結集している限り、日本は大丈夫だ、日本人の心は溶けてなくならないと思います。みなさん、この会を大いに盛り上げて、本当に我々が求めるユートピアの実現にむかって、頑張っていこうではありませんか。

メッセージ・祝電披露

以下の皆様よりメッセージ・祝電をいただきました。まことにありがとうございました。

東京都知事 石原 慎太郎 氏

「全国犯罪被害者の会」の皆様のご努力の結実である「犯罪被害者等基本法」に基づき、ようやく昨年末、「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。この基本計画を受け、警察庁が全国の都道府県警に対し、犯罪被害者名の公表について適切な対応を促す指示を改めて行うなど、国の行政機関をはじめ関係諸機関が連携・協力した取組が行われつつあることは、犯罪被害者の方々がこれまで置かれてきた経済的・精神的な立場を鑑みますと、甚だ遅きに失した感はありますが、一つの前進と評価しています。

しかし、本当の取組はこれからです。都としては、引き続き、警視庁を中心に都の関係局が連携して相談・保護などに取り組むとともに、国や区市町村、関係団体とも一層の連携・協力を図り、犯罪被害者の方々の視点に立った支援活動を推進してまいります。私も、犯罪被害者の方々を社会全体として心から支えていく風土を作るため全力で取り組んでまいります。

外務副大臣 衆議院議員 塩崎 恭久 氏

「あすの会」第6回大会・シンポジウムのご盛会をお喜び申し上げます。犯罪被害者の方々の尊厳を守る為に、ご尽力されている皆様に深甚の敬を表しますとともに、今次大会が所期の目的達成に寄与されますよう祈念いたします。

元衆議院議員 左藤 章 氏

目的達成のために皆さんとご一緒に努力することを誓いて本大会のご盛会をお喜び申し上げます。

記念講演「犯罪被害者等基本法の成立と今後」

元法務大臣／犯罪被害者保護・救済特別委員会顧問 保岡 興治 氏

平成 17 年 12 月、犯罪被害者等基本計画が策定された。これを受け、数日前、猪口担当大臣が本計画策定に関わった杉浦・村田・陣内・塩崎・上川議員等を招待した慰労会で、皆でこれからもがんばろうとお互いに誓い合った。その時、猪口担当大臣から「本計画は底知れない苦しみに置かれておられた犯罪被害者が自ら勇気を持って声を挙げたことが結実したものである。今後も皆様の声を大事に担当大臣としてがんばりたい」と、今日この場で伝えるよう話があったので、まず皆様にお伝えする。

私自身、犯罪被害者に関する法律的な改正等に携わってきたが、岡村先生が小泉総理に陳情されたときに改めてお話を伺い、犯罪被害者の置かれている立場のつらさを痛感した。小泉総理も非常に強く心を動かされたようすで、すぐに犯罪被害者対策を指示され、法務省を中心に、政府で犯罪被害者の施策の研究会が始まった。また、自民党の司法制度調査会「基本法制に関する小委員会」の塩崎委員長・上川副委員長のもとで、犯罪被害者そのための総合的な施策のあり方を検討し、合計 14 回の会合を重ねて提言書をまとめた。通常の委員会では、関係者の意見をヒアリングして、あとは役所と案を練るが、私たちは犯罪被害者や有識者にも案を練る作業にご参加いただいた。これを基本に、政府で行っていた研究会の成果とあわせて施策を進めることになった。その後、基本法のワーキングチームをつくり、与野党の調整を行ったあと、法案を議会に提出し、平成 16 年 12 月に全会一致で犯罪被害者等基本法が成立し、翌 17 年 4 月に施行となった。その後、基本法に基づいて推進会議が開かれ、また有識者や関係省庁の間で検討会が持たれ、先述のとおり平成 17 年 12 月、犯罪被害者等基本計画が策定された。

私たちは基本計画をつくるにあたり、犯罪被害者の皆様の現状をしっかりと認識し、支援のための理念や政策を明確にし、それを体系化することを考えた。また、省庁横断的なグランドデザインを立てた。なぜなら、何か新しい課題が出てきたときには、その体系に組み込めば、スムーズに実現していくことができるからである。

本計画 258 の課題のうち 8 割は直ちに実施し、残り 2 割について原則 2 年間で実施にもっていくことになっている。皆様が一番関心をお持ちの訴訟参加と附帯私訴の問題は、いずれも法務省で検討することになり、有識者を入れるような規定はされていない。しかし、岡村先生からの依頼もあり、必ず犯罪被害者に理解のある人を複数名入れてほしいと杉浦大臣に伝えたところ、その実現をお約束いただいた。

「刑事司法は公の秩序を守るためにあるのであって、被害者のためにあるのではないとされ、被害者は単なる証拠として扱われている。しかし、復讐権を奪って世の中を統制するのならば、国家は被害者支援に責任をもつべきである。そして、適正な結果を求めるためにも被害者を刑事司法に参加させるべきである。これは、憲法上の基本的人権、個人の尊厳という本質的なものに根ざすものであるはずだ。秩序を乱した被告人ですら本人（または弁護人）が主張する構造になっているのに、なぜ復讐権を奪われた被害者が当事者にならないで、検察官に代わりをしてもらわなければならないのか。」という岡村先生の意見書を研究会で拝見した。現憲法には、加害者の権利は国家権力との関係で明記されていても、被害者の権利は明記されていない。私も弁護士、裁判官を経験したが、法曹界の人間は被告人の権利ばかり勉強しており、被害者は犯罪被害の重大さを立証する立場としかとらえていない。弁護士は、国家権力から被疑者を守ることだけに一生懸命になっている。こうした意識をかえるためにも、基本となる憲法に犯罪被害者の権利を組み入れるべきであると考え、自民党の新憲法草案には犯罪被害者の権利を基本的人権の一つとして明記した。加害者の弁護だけではなく、犯罪被害者の立場を理解し、守ることも合わせて研修するなど弁護士会に関係した問題についても全力を挙げたい。

また、警察による被害者の実名・匿名発表の問題については、犯罪被害者の意思を尊重することを基本とすべきであり、マスコミにも犯罪被害者の心情を理解してもらう必要があるだろう。

皆様の力によって、考え方や党派を越え、みなで法案を成立させようという方向に動いたのだと思う。皆様方には、今後も政治に期待をし、我々に声を伝えていただきたい。世界に誇ることのできる素晴らしい体制を実現したい。



保岡興治衆議院議員

附帯私訴制度案要綱について

弁護士 高橋 正人 氏（第二東京弁護士会）

裁判には、刑事裁判と民事裁判の二つがある。刑事裁判は、犯罪に対する刑罰について審議するものであり、民事裁判は、犯罪によって生じた損害に対する賠償について審議するものである。例えば、妻が殺害された場合、刑事裁判では、殺人という犯罪を起こした加害者に対して、死刑という刑罰が決められる。民事裁判では、殺人によって、妻が家事労働をしていた分や、精神的苦痛を受けた分の損害が発生したと認められ、6,000万円の支払いが加害者に命じられるといった具合である。そして、この二つの裁判は、それぞれ別々の裁判所で、別々の裁判官によって、別々の日に、何の関連もなくおこなわれる所以である。つまり、刑事裁判で被告人に判決が言い渡されても、それだけでは、被害者には一銭もお金は支払われない。支払ってもらいたければ、民事裁判を別に起こさなければならないのだ。

民事裁判の手順としては、まず証拠集めのために、既に済んでいる刑事裁判の記録を取り寄せることになるが、これを被害者本人がおこなうのは、非常に大変なことである。弁護士を雇って記録を集めてもらえばまだいいが、本人が検察庁へ行って刑事裁判の記録の閲覧を申し出ても、一部の記録しか開示してもらえないこともある。また、その記録をその場で手で書き写したり、カメラで撮影しないといけない。コピー機も貸してもらえないというのが実状である。

また、既に刑事裁判で加害者に刑罰が下されているからといって、すぐに民事裁判の判決が下りるわけではない。苦労して集めた証拠も、1回目の裁判で訴状に添付して提出するだけで、その後、長い裁判がつづくのである。被害者は、刑事裁判で裁判官を説得するために証人として出頭し、つらい思いをしながらも、事件についてはじめから供述するが、それを民事裁判でもう一度繰り返さなければならないのだ。被害に遭い、刑事裁判で話し、民事裁判でも話し、何度もつらい思いをして、ようやく民事裁判の判決が取れるという仕組みなのである。この仕組みは、被害者に多大な負担を強いている。

そこで、刑事裁判と民事裁判を、一つの裁判所で、一人の裁判官が、同じ日に同時に判決をし、迅速に裁判を終わらせようというのが、附帯私訴の制度である。この制度が実現すれば、被害者の精神的、時間的、経済的負担は大分減る。ヨーロッパではほとんどの国でこの制度を採用している。

犯罪被害者等基本計画では、刑事裁判と民事裁判を同時に使うこの附帯私訴を利用した制度を2年以内に導入する方向で法務省が検討することになったが、しかし他方、「損害賠償命令」、「没収・追徴」で妥協させられ、附帯私訴が没になる可能性も残っている。

「没収・追徴」とは、犯行時の凶器や、犯罪によって得た利益を加害者から没収する制度である。確かに暴力団が詐欺事件などで大きな利益を得ていれば、それを没収し、被害者に還付することは、被害者の損害の回復に役立つだろう。しかし、殺人事件などの身体犯の場合、この制度では犯行時に使われたナイフを没収し、それを売ってお金を得るくらいのことしかできない。また、「損害賠償命令」は、その名前から非常に誤解されやすいが、刑罰の一種であり、加害者の資力を考えて命令が下されるため、罪の重い殺人事件であっても加害者に高額な金額を支払う力がなければ、数十万円程度の支払いしか命令されないといったものなのである。どちらも被害者の損害回復に役立つだけの十分な額が得られるようなものではない。附帯私訴を実現しないと意味がない。

しかし、そうした実状があるにも関わらず、日弁連の理事会は昨年、附帯私訴制度に全面的に反対する決議をした。司法試験の受験者はみな、被疑者・被告人の人権保護に重点をおいた刑事訴訟法しか勉強しない。そこには、被害者の権利と呼べるようなものはほとんど書かれていない。だから、弁護士には被害者のことを考えない人が多い。

基本計画検討会には、被害者の代表もいたが、日弁連推薦の委員もいた。会議は全員一致が原則である。私もこの検討会すべてに岡村先生の随行員として出席したが、基本計画のすべての事項は委員の全員一致で決せられた。そういう意味で、これは妥協の産物である。日弁連推薦委員の反対で、附帯私訴制度もまだ導入すると決まったわけではない。今後の検討によっては、「損害賠償命令」、「没収・追徴」でお茶を濁される可能性もある。今後、被害者運動を盛り上げていかないと、尻づぼみになるだろう。そのため、皆様のお力がこれからも重要になると思われる。

シンポジウム 「犯罪被害者等基本計画の策定と今後の課題」

基調講演

内閣府大臣官房審議官／犯罪被害者等施策推進室長 加地 隆治 氏

一昨年の12月1日、議員立法により犯罪被害者等基本法が成立した。その中で、政府が総合的、計画的に取り組んでいくための枠組みとして、犯罪被害者等施策推進会議の設置が定められた。また、政府が地方公共団体、民間団体、関係団体と連携しながら、総合的、長期的に取り組むべき犯罪被害者等のための施策の中身を、犯罪被害者等基本計画という形で策定するように規定された。推進会議の下に、各方面的有識者と、関係する行政の局長クラスの職員で構成された犯罪被害者等基本計画検討会が設置され、実質的な議論はそこで進められることになった。

基本法にある基本的施策は、犯罪被害者等、支援者の方々のご意見に基づいて、非常に具体的に定められている。基本計画は、それをさらに先に進めるものだったため、どういう形で進めていかよいかと頭を悩ませた。また、関係省庁では、基本法制定前から施策に取り組んではいたが、それでは不十分であるというご意見があり、現状との大きな隔たりをどうやって埋めたらよいかと考えあぐねた。しかし、やはり犯罪被害者団体、支援団体の方々から広くご意見を伺うべきだと考え、具体的な検討を始める前にヒアリングを行った。多岐にわたるその要望は全部で615にものぼったが、例外的なものを除いて、その一つひとつを全て盛り込む方向で取り組むことになった。それぞれのテーマについて、白熱した議論がなされたので、1回2時間半を予定していた検討会の会議は、5時間半に及んだこともあった。しかし、それでもご意見が615と膨大で、会議だけで議論していたのではとても間に合わないため、事前に構成員の方々に、電子メールを飛び交わせながら、一つひとつ丹念に意見交換をしていただいた。こうしてやりとりをすべて踏まえて会議に臨んでいただき、非常に密度の濃い議論をしていただいた。

夏の段階で、615のご意見、ご要望を225の施策にまとめた骨子を公表し、これに対してまたご意見を伺った。パブリックコメントを実施したほか、全国9カ所で、犯罪被害者団体や、支援団体からご意見を伺ったりもした。そうしたところ、検討すべき課題として、新たに451のご意見、ご要望をいただいた。それらについて、再度検討会で同じように白熱した議論をしていただいた。

結局、合計11回の検討会を行い、基本計画の四つの基本方針（①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されること）を策定し、五つの重点課題（①損害回復・経済的支援等、②精神的・身体的被害の回復・防止、③刑事手続への関与拡充、④支援等のための体制整備、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保）を取りまとめた。最初の615と、骨子に対するご意見451を足した1,066のご意見、ご要望を258の施策にまとめた。1,066も意見があったのに、なぜ施策が258しかないのかと思われるかもしれないが、それは残りを全て切り捨てたわけではなく、例えば一つの施策で幾つかのご要望にお応えしているというものが相当数あるなどからである。したがって、犯罪被害者等と支援者の方々からいただいたご要望のほとんどすべてにお応えする内容になったと考えている。

盛り込まれた施策のうち、直ちに取り組むものが218（約8割）で、残りの46については、さらなる検討に委ねられることになった。当初は基本計画ができたら、すぐに施策に取り組めるようにならなければならないと考えたが、施策によっては、多くの検討すべき問題点や課題があり、基本計画の策定の段階ですべての結論を出すということになると、基本計画全体の完成が遅くなってしまい、1日も早く被害者等の方々のための施策を前進させるべきだという考えとは相容れなくなってしまうので、さらなる検討がどうしても必要なものについては、のちの検討に委ねた。ただし、方向性と結論を出す期限については、明記した。しかしながら、その期限にとらわれず、できるだけ早く結論を出して、実施につなげたいと考えている。昨年12月末の閣議決定後、それぞれの施策を実施、あるいはのちの検討に委ねた課題について結論を出すべく、鋭意作業に取り掛かっているところである。

基本計画は、基本法を受けて、総合的、長期的、そして計画的に進めていく施策を取りまとめたものである。これからは、その258の施策をしっかりと実施に移していくことが重要になってくる。それぞれの施策が、基本計画検討会等で議論された方向に従ってきちんと進められているか、あるいはのちの検討に委ねられたものがしっかりと検討されているか、といったことを推進会議の中でしっかりと検証して、施策の積極的な推進を図っていく必要があると考えている。また、基本計画の実施に当たっても、引き続き犯罪被害者の皆様からのご意見やご要望を承りながら進めていきたいと思う。

パネルディスカッション

コーディネーター 弁護士 白井 孝一 氏（静岡県弁護士会）
 弁護士 石山 貴明 氏（東京弁護士会）

[テーマ1] 基本計画具体化にあたって全体的な取り組み方など

① 三浦 守 氏（法務省大臣官房審議官〔刑事局担当〕）

基本法が制定され、犯罪被害者等の権利が法定されたという新たな状況のもとで、今後の基本計画の具体化にあたり法務省としての取り組みは、従前よりさらに項目を広げスピードを上げて対処する。

② 廣田 耕一 氏（警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室長）

基本計画の具体化により、司法支援センター、民間支援組織、地方自治体窓口、医療関係者、社会福祉関係者など総合的な連携のもとでの広い範囲の支援を警察庁としては、より積極的に進めていく。

③ 加地 氏

基本計画作成にあたって苦心した点、力をいれた点については、多数項目のうち、8割を即時実施とし、2割を2~3年実施としたが、その分について必ず方向性を明示したことと、会議にあたって事前準備をメールを駆使して周到に行つたことである。

④ 大久保 恵美子 氏（被害者支援都民センター事務局長）

検討会に参加しての感想として終わってホッとしている。この会議を通して内閣府を始め官庁も犯罪被害者に対し協力的に変わってきた。基本計画が一日も早く具体化され、施行されることを願っている。

⑤ 諸澤 英道 氏（常磐大学理事長）

基本法および基本計画に対する国際的な評価は大きい。85年の国連被害者人権宣言来、日本は大幅に遅れた。しかし、遅れた故に、今般よいものが出来た。とくに、8、20、23条など。これを犯罪被害者団体が推進したことも画期的。

[テーマ2] 訴訟参加、附帯私訴の検討について

① 三浦 氏

訴訟参加及び附帯私訴は難しい問題。しかし、2年内に実現するということで方向性も示され具体化は法務省が担当することになった。大臣も急げと言っている。あすの会から具体的提案もあるので、作業を急ぐ。

② 高橋 正人 氏

訴訟参加、附帯私訴についてあすの会の要綱作成を担当し、検討会にも岡村委員のバックアップとして11回全部出席し、特に、訴訟参加、附帯私訴について力を入れた。基本計画の41頁の表現（刑事手続への直接関与）は法務省の原案だが、この実現を監視していきたい。

③ 岡村 獻

13名の支援弁護士の協力でここまでできた。法律家のなかには、現行法に凝り固まつた人が多い。訴訟参加、附帯私訴、補償制度の具体化検討にあたっては、犯罪被害者に詳しい人を複数委員に入れよう希望する。

[テーマ3] 国による新たな経済的支援策の検討について

① 廣田 氏

基本計画では、現行の犯罪被害者等給付金制度とは別に、国の補償のあり方等について、新たに設置される検討のための会において検討されることになっているが、警察庁としては、現状より手厚くすることとされていることを前提に、検討会の議論に対して積極的に参画していく。

② 大久保 氏

犯罪被害者の多くが経済的に困窮している。その資料は提出済み。加害者に国が使う金は膨大。早急に、治療費の負担・住居の確保等を実施して欲しい。

③ 岡村

英独など諸外国は犯罪被害者のために、巨額の金を使っている。日本は少ない。日本は、被害者に対する補償の財源をどうするかということを問題にするが、加害者を逮捕するためなら、財源が

ないからこれ以上やらない、とは言わない。加害者のためなら一般会計からどんどん出している。被害者の場合も同様に、一般会計から出すべきだ。国が金をかけることを望む。また、年金制度なども検討して欲しい。

④ 加地 氏

この問題は、多方面に涉りかつ財源の関係もあるので、省庁横断的な検討会を設置して推進する。

[テーマ4] 今後の具体化作業にあたり望むこと

① 林 良平（全国犯罪被害者の会幹事）

世間の犯罪被害者に対する偏見をなくして欲しい。そのため、犯罪被害者週間に期待する。

② 岡村

基本計画の具体化作業にあたり一番要望されることは、是非早くということだ。

③ 加地 氏

この計画の実現は、基本法の推進会議が統括する。具体化作業を監視、監督する内閣府としては着実に進める。

④ 諸澤 氏

基本法も基本計画も良く出来ており、90点と評価できる。しかし、楽観は出来ない。

近代法において犯罪被害者の報復権を国が奪った補償として抜本的に考えるべきだ。5年後、10年後の目標を定め、国民の支持を得られる改革案を作成しなければならない。

総会

議長に松村幹事が選出され、その司会のもと、次の議題が審議され、それぞれ満場一致で承認された。

1. 活動報告・・・・・・内村幹事

平成16年12月の基本法成立後、17年1月の大会決議とその推進。17年4月の基本法施行後、基本計画作成へ参画し、17年12月に閣議決定に至る。その他、附帯私訴制度案要綱の公表、日弁連への意見書提出、犯罪被害者週間への関与等、我々の活動が認められてきた。

2. 平成18年度活動計画・・・・安藤幹事

次記決議を中心に5項目の活動計画を実施する。

3. 決議

後記のとおり採択された。

4. 弁護団紹介

あすの会を支援する弁護士により、顧問弁護団が結成された。メンバーは以下のとおり。

代表	白井 孝一	氏（静岡県弁護士会）
副代表	京野 哲也	氏（第一東京弁護士会）
〃	守屋 典子	氏（東京弁護士会）
〃	高橋 正人	氏（第二東京弁護士会）
	加藤 公司	氏（第二東京弁護士会）
	土川 泰信	氏（第一東京弁護士会）
	山上 俊夫	氏（第一東京弁護士会）
	前川 晶	氏（第一東京弁護士会）
	宮田 逸江	氏（静岡県弁護士会）
	池田 剛志	氏（静岡県弁護士会）
	久保 光太郎	氏（第一東京弁護士会）
	松畑 靖朗	氏（第二東京弁護士会）
	石山 貴明	氏（東京弁護士会）
	小林 陽子	氏（東京弁護士会）
	塩田 大介	氏（第二東京弁護士会）



弁護団の先生方

決 議

1. 犯罪被害者等基本計画を早期かつ実効的に実現すること

2005年12月、犯罪被害者等基本法に基づく基本計画が閣議決定された。基本計画は、基本法にのつとて、総合的かつ長期的に講すべき犯罪被害者のための施策が盛り込まれたものであり、歓迎すべきものである。特に、刑事司法は犯罪被害者のためにも存在しているという認識が盛り込まれたことは画期的なことであり、すべての刑事司法の場面において、犯罪被害者のための司法が実現されることを強く要望する。

この画期的な基本法そして基本計画を、真に犯罪被害者の視点に立って、早期かつ実効的に実施することを求める。

2. 裁判所による犯罪被害者等基本法の実現

犯罪被害者等基本法4条により、国は犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、実施する責務を有しているところ、裁判所も国の機関であるから、当然この責務を負うものである。したがって、裁判所も同法8条にかかわらず犯罪被害者等基本法に基づき犯罪被害者のための施策を総合的に策定し実施することを強く希望する。

3. 少年審判における被害者参加の実現

少年審判は非公開とされており、そのためごく例外的なケースを除き、審判に出席できないのが現状である。しかし、審判に出席して、適正な事実認定をしてもらいたいという被害者の要求はきわめて強い。加害少年が適正な事実認定を受け適切な処遇を受けることは、被害者が犯罪から立ち直るための不可欠の前提である。

ところが、現在の審判は加害少年の更生に対する協力者のみで構成されており、その結果適正な事実認定が行われているか極めて疑問である。

刑事司法は犯罪被害者等のためにもあるのであって、事件の当事者である被害者が関与しないで行われる手続は到底適正とはいえない。このことは少年保護事件においても何ら変わることはない。

そこで、被害者が少年審判に出席し、加害少年に質問したり、意見陳述したりする権利を保障し具体化することを求める。

4. 事件報道における被害者の意思の尊重

犯罪被害者は、犯罪によって甚大な被害を受けるだけでなく、しばしばメディアによる過熱取材や報道によって深刻な二次被害を受ける。

基本計画の策定過程においては、被害者の意思に基づいて実名発表か否かを決めるべきと主張したが、マスコミの反対もあり、警察がプライバシーの保護や公益性等の事情を総合的に勘案して個別具体的な案件毎に適切な発表を行うものとされた。

しかしながら、実名発表は加熱取材やプライバシーの侵害を伴うものであるから、警察はその発表にあたっては、被害者の意思を最大限尊重するよう強く要望する。

懇親会

第6回大会、総会終了後、同ビル2階のレストランで懇親会を行いました。会員や支援者及び報道関係者、ボランティアで約100名ほどにふくれあがり盛大な懇親会でした。

日本で最初に犯罪被害者として全国に向けて声を上げ、活動された市瀬朝一さんと共に活動を続けられた先駆者の神原さんと上月さんをゲストに迎えお話を来ていただきました。困難な茨の道から犯罪被害者等基本法の成立までの変遷をしみじみと感慨深げに語られました。

歓談に移りましたところ、初対面の方でも直ぐに意気投合し、あちらこちらで歓声が上がり和やかな雰囲気で盛り上がりました。参加者の多くの方に前に出てお話を来ていただきましたところ、楽しく快活に思い出話をされる方、喋らずにおれない方、現在の心境を語られる方、他、色々と語られました。共通して、ふと心の傷がかいま見られ、癒えぬ傷、傷の深さをしみじみと感じさせられると共に前向きに生きていくたくましさを強く感じさせられた懇親会でした。参加者の皆様ありがとうございました。

犯罪被害者等基本計画特集

平成 17 年 12 月 27 日に、犯罪被害者等基本計画が閣議決定されました。この計画は、平成 16 年 12 月 1 日に成立した基本法に基づいて具体的な施策を定めたものです。基本計画の内容については、平成 16 年 4 月より、内閣府の下に設けられた基本計画検討会で検討がなされてきました。岡村代表も構成員として参加し、意見を述べてきました。毎回会議に臨む前には、大量の資料に目を通して、意見書を作成するなど、準備に多くの時間を費やすなければなりませんでしたが、その作業を岡村代表だけでおこなうのは、とても大変であるということから、多くの弁護士の方々が

その準備を手伝ってくださいました。検討会の前には、毎回会議を開いて、被害者のための施策ができるように一生懸命に議論をしてくださいました。皆様の存在は、岡村代表にとって大変心強いものでした。

皆様のご尽力のおかげで、この計画は、被害者のための施策を定めるだけでなく、犯罪被害者等の尊厳を認め、刑事司法は犯罪被害者のためにも存在するものであることを認めた画期的なものになりました。これは、我々被害者の権利確立にとって大きな前進です。しかし、これらすべてがすぐに実行に移されるわけではなく、今後の検討に委ねられることになったものもあります。今後もそれらの進捗状況を注視し、より被害者のために充実した施策を実現するために、働きかけていく必要があると思います。

検討会のためにご協力いただいた弁護士の先生方を中心に、1 月 22 日の総会で、正式に当会の顧問弁護団が発足しました。先生方には、これまでヨーロッパ調査を始めさまざまな場面で大変お世話になってまいりましたが、このように弁護団を結成して当会の活動にご協力いただけることは、大変ありがとうございます。

弁護団の先生方に、基本計画について、以下のとおりまとめていただきましたので、ご覧ください。

基本計画検討会で決まったこと

弁護士 高橋 正人

平成 16 年 12 月 1 日に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」）が成立し、これに基づいて、昨年 4 月 28 日～11 月 21 日まで、全 11 回に渡って基本計画検討会（以下「検討会」）が開かれました。検討会は、内閣府が主宰した審議会ですが、これには、岡村代表が被害者の代表として出席し、私も岡村代表の随行員として全 11 回全て出席させて頂きました。また、検討会の委員は全部で 22 名ですが、その中には、日弁連の推薦委員である弁護士も 1 名出席しておりました。

検討会では、当初から、刑事手続に関し、日弁連推薦委員と、他の被害者や被害者支援団体の代表（岡村代表や被害者支援都民センターの大久保さん、全国被害者支援ネットワークの山上さんなど）との間で激しい意見の衝突がありました。ことに、刑事裁判と民事裁判を同時にやってしまう附帯私訴や、被害者が刑事裁判に当事者として積極的に参加することができる訴訟参加については、抜き差しならぬ意見の対立がありました。日弁連推薦委員は、日弁連理事会が昨年 6 月 17 日に決議した、附帯私訴全面反対、訴訟参加も絶対反対という頭ごなしの理事会決議を資料として提出し、「これらの制度は被告人の権利を侵害するから絶対に認められない」と言って徹底的に反対されました。

本来、検討会は、基本法を具体的に実現するための審議会なのですから、基本法の前文に書いてありますように、「被害者の視点に立った、被害者のための施策を、あらたな一步を踏み出す姿勢で実現していく」という観点から議論されなければならないはずです。ですから、被告人への配慮は別の機会に議論すべきことであるのに、検討会でそれを持ち出して反対された訳ですから、議論の場を間違えた筋違いの反対論だった訳です。

もっとも、その後、被害者代表の各委員のねばり強い説得や、当時検討会の委員であった村田国務大臣の強力な後押しなどがあって、被害者のための様々な施策が決議されました。代表的なものは以下のとおりです。



弁護団会議のようす

■ 採用することが正式に確定されたもの

- ① 刑事司法は公の秩序維持のためだけでなく、被害者の利益のためにもあることが確認されたこと
- ② 毎年 11 月 25 日～12 月 1 日までの一週間を犯罪被害者週間とすること
- ③ 加害者に対して民事訴訟を提起するとき、加害者からお礼参りの恐れがあるときは、訴状に被害者の住所を書かなくても良いこと

■ 細かな具体策については今後の検討課題として積み残されているものの、導入するという大きな方向性については決まっているもの

- ① 被害者が刑事裁判手続に直接関与することができるようになると（どの程度、直接的に関与できるかの具体策は 2 年以内に法務省において結論が出される予定）
- ② 附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴のいずれかを採用することによって、損害賠償請求に関して刑事手続の成果を利用できるようになると（いずれを採用するかは 2 年以内に法務省において結論が出される予定）
- ③ 公判記録などを被害者が閲覧・譲写できる範囲を拡大すること（どの程度拡大するかは 2 年以内に法務省において結論が出される予定）
- ④ 被害者に対する経済的補償について、現行の犯給法を拡充するか、もしくは新たな補償制度を設けることによって、現行制度よりも手厚くすること（犯給法の拡大か、それとも新・補償制度の創設か、どちらにするかは 2 年以内に関係各省庁が協議して結論が出される予定）
- ⑤ 被害者にも国の費用で弁護士をつけることができる公的弁護制度を設けること（いかなる犯罪について公的弁護制度を認めるかは〔軽罪については認められない見込み〕 2 年以内に法務省において結論が出される予定）

■ 導入するかどうか自体が今後の検討課題として積み残されているもの

- ① 判決確定後の加害者情報（例えば釈放予定期、釈放後の住所など）を被害者に提供していく制度
- ② 受刑者の仮釈放時期について被害者に意見を述べさせる機会を与える制度
- ③ 少年事件において少年審判を被害者が傍聴できるようにする制度

これらは全て、昨年の 12 月 27 日、閣議決定されました。このように、今まで議論の糸口すら見いだせなかつた被害者問題が、とにもかくにもここまで進んできました。とりわけ、刑事司法は被害者のためにもあることが明言されたこと、刑事裁判に直接関与する制度について導入する方向性が明確に決まつたこと、附帯私訴制度も導入する制度の一つとして検討の素材に上がつたことは大変な進歩で、あすの会の運動目標のいくつかが実現されつつあります。

あすの会が立ち上がつたのは平成 12 年始め頃ですが、そのころは、訴訟参加や附帯私訴などを主張しても、法曹界からほとんど見向きもされませんでした。それを考えますと、日本の被害者問題は大変な進歩を遂げつつある激動の時期を向かえていると言えます。

明治維新で日本の文明開化の夜明けが到来したように、今や被害者問題到来の胎動が聞こえつつあります。

「刑事司法は被害者のためにある」
という国民主権からすれば当然のことがようやく認められました

刑事司法は誰のためにあるのか。平成 2 年の最高裁判例では、「刑事司法は公の秩序維持のためにあり、被害者の利益のためにはない。あっても被害者の利益は単なる反射的な利益にすぎない。」といふ、大変に冷たい判断を言い渡しました。ここでは、なにやら反射的利益といふ難しい言葉が使われています。要するに、被害者は公の秩序維持のためにある刑事司法手続の結果として、「おこぼれの利益」（反射的利益）に授かっているに過ぎないのであり、お上は直接的には被害者のために行動しているではありません、というものです。

しかし、刑事司法は公の秩序維持や被告人の利益のためだけにあれば良いという時代は終わりを告げています。被害者にも刑事司法において守られるべき利益があります。例えば、真実を知りたい、被害者の

名譽を守りたい、被告人に適正な刑罰を課して欲しい、という利益です。こうした被害者の利益も守られてこそ、初めて国民は刑事司法を信頼することができるのではないでしょうか。

あすの会では、刑事司法は被害者のためにもあると訴え続け、署名活動をしてきました。その結果、平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、被害者にはその尊厳に相応しい処遇を保障される権利があることが明記されました。そして、同法をうけて設置された昨年1年間の内閣府での基本計画検討会において（岡村代表出席）、遂に、「刑事司法は公の秩序維持のためにあるとともに、被害者のためにもある」ことが明確に謳われました。そして、基本計画は、昨年12月27日、正式に閣議決定されました。これは、内閣府という行政府が、最高裁という司法府に対して、刑事司法の見方について公然と訂正を求めたといつても良いでしょう。また、犯罪被害者等基本法第4条では、「国」に対して被害者のための施策を講じる責務を課しており、責務を負う国家機関として司法機関を除外しておりません。「国」とは、具体的には、立法府（国会）、行政府（内閣）、司法府（裁判所）を指す言葉だからです。

そもそも翻って考えてみると、我が国の憲法には、国民こそが主権者であるという国民主権原理が基本原理として掲げられています（憲法1条、前文）。これは、国の仕組みや運営のあり方の基本は、国民が自ら定めなければならないという考え方です。例えば、法律を作る国会【立法府】は国民の選挙で選ばれた国会議員で構成されなければなりません（憲法43条1項）。また、内閣総理大臣【行政府】は国会議員の中から国会の議決で指名されなければならず（憲法67条1項）、国務大臣【行政府】も過半数は国会議員でなければなりません（68条1項但書）。そして、裁判官（司法府）も、最高裁の場合、国民審査制度によって10年に1回、国民の審査を受けることになっています（憲法79条2項）。これらは全て国民主権原理の表れです。

しかし、こうした難しいシステムを使わなくても、日常の運動を通して、国民が司法府をコントロールし、動かすこともできます。あすの会の署名活動の結果、国会を動かして犯罪被害者等基本法が作られ、同法にもとづいて内閣府で基本計画が策定され（閣議決定）、内閣府が最高裁に対して上述のような訂正を求めるのですから、あすの会の活動は正に国民主権原理という憲法の基本原理に基づいた正しい運動だった訳です。

私は、やればできる、国民の力を合わせれば不可能と思われたこともできる、と信じております。ですから、これからも、しっかりと皆さんと力を合わせて、司法も含め「国」を動かして行こうではありませんか。刑事司法を変えていく活力の源泉は、国民である被害者の皆さんにあります。きっとできますよ！！できないと思っていたベルリンの壁が崩壊したように。

損害回復・経済的支援等への取組（基本計画V—第1）について

弁護士 白井 孝一

基本計画のなかで、損害回復・経済的支援等への取組については、全体として次のようになっています。分かり易くするために一覧表にしてみました。

1. 損害賠償請求援助等（12条関係）	コメント	検討担当機関
(1) 損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討、実施	附帯私訴、損害賠償命令 没収・追徴の利用等	法務省
(2) 損害賠償債務の国による立替払及び求償の是非		新検討会①
(3) 公費による弁護士選任、損害賠償費用の補償等の是非		新検討会①
(4) 日本司法支援センターによる支援		法務省
(5) 公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討・実施		法務省
(6) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実		法務省
(7) 刑事和解等の制度の周知		法務省
(8) 保険金支払いの適正化	交通事故の保険金支払い	国交省、金融庁
(9) 受刑者の作業報奨金を損害賠償に充当することを可能とする制度の十分な運用		法務省

(10) 暴力団犯罪による被害回復の支援		警察庁
2. 給付金の支給制度の充実等 (13条関係)	コメント	検討担当機関
(1) 現行の犯給制度の運用改善		警察庁
(2) 犯給制度における重傷病給付金の支給範囲拡大		警察庁
(3) 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源の検討・実施	損害賠償請求に対する国の補償のあり方 社会保障・福祉制度全体における経済的支援制のあるべき姿及び財源	新検討会①
(4) 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減		警察庁
(5) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置		警察庁
(6) 医療保険利用の利便性確保		厚労省
3. 居住の安定 (16条関係)	コメント	検討担当機関
(1) 公営住宅への優先入居等		国交省
(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保	児童、婦人の一時保護、 児童虐待、DVなどの危険回避施設の設置、 生活再生のための中長期居住の確保など	国交省、厚労省 新検討会① 新検討会①
4. 雇用の安定 (17条関係)	コメント	検討担当機関
(1) 事業主等の理解の増進		厚労省
(2) 個別労働紛争解決制度の活用等		厚労省
(3) 被害回復のための休暇制度導入の是非		厚労省

[注]：上の表で検討担当機関のなかに「新検討会①」と表示してあるのは、基本計画の具体化のために犯罪被害者等施策推進会議のもとに新たに設置される3つの「検討のための会」のうち、「犯罪被害者等に対する経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討」を担当する「検討のための会①」のことです。構成員は、有識者、内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省です。

「検討のための会②」は、「犯罪被害者等が、どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることができる体制づくりのための検討」を担当します。構成員は、有識者、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省です。

「検討のための会③」は、「犯罪被害者等を支援する民間の団体等に対する支援の在り方の検討」を担当します。構成員は、①と同じ構成です。

(附帯私訴についての検討はどこですか)

あすの会が、岡村先生を通じて提出した、附帯私訴については上記表のうち1-(1)、加害者に対する損害賠償請求に関して、刑事手続きの成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討・実施のなかで、法務省において2年以内をめどに検討が行われることになっています。

しかし、これは現行の裁判手続きを変えることになるので、被害者が裁判手続きに参加する制度を検討する法務省での検討の中でも、附帯私訴のことが検討されるものと考えられます。

(国による新たな補償制度の検討はどこですか)

同様に岡村先生を通じて提出した国による新たな補償制度については、上記表のうち2-(3)経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討・実施のなかで、「検討のための会①」において2年以内をめどに検討が行われます。

この検討会では、現状よりも経済的支援を手厚くすることを前提として、損害賠償請求に対する国の補償のあり方、社会保障・福祉制度全体の中における経済的支援のあるべき姿及び財源について検討されま

す。ですから、あすの会が調査したイギリス、ドイツの補償制度なども参考にされることになります。

しかし、注意しなければならないのは、岡村先生が提出した国による補償制度案では、医療費やPTS Dなどへのカウンセリング費用、住居費などは、この中に含めていますが、基本計画では上記の表を見てもわかるように、医療保険利用のことは厚生労働省、住宅のことは国土交通省と厚生労働省の担当というように分けられている点です。

これから立案される施策がバラバラにならないように、総合的で内容が充実しておりしかも使い易い、経済的支援となるように注目していく必要があると思います。

附帯私訴について

弁護士 松畠 靖朗

基本計画では、附帯私訴制度の導入についての検討も、「今後講じていく施策の一つ」として掲げられています。附帯私訴制度とは、刑事裁判に附帯して被害者が同時に民事裁判を起こせる制度です。これまで刑事裁判と民事裁判が別々に行われてきたために、被害者は時間的・経済的・労力的に多大なる負担を強いられてきましたが、この制度が導入されれば被害者の負担はかなり軽減されると考えられます。

あすの会では、2002年12月からこの附帯私訴制度の導入についても全国署名活動を行い55万を超える署名を得るとともに、具体的制度の在り方について研究を続け、昨年10月28日には「附帯私訴制度案要綱」を発表しました。また、岡村先生は、基本計画検討会においてもこの附帯私訴制度の導入を強く訴え続けてきました。

附帯私訴の導入については、既存の刑事手続に大きな変容を迫るという側面等もあるため検討会議においては慎重論・反対論も展開されたようです。しかしながら、上記要綱においては極めてシンプルな制度が想定されており反対論者が言うような批判には十分配慮がなされた内容となっていると思います。

いずれにせよ、この制度の導入についてはまさに今後に残された課題になっています。

今後は、法務省において、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入する方向での検討及び施策の実施」として、附帯私訴、損害賠償命令、没収・追徴のいずれかを導入する方向で、2年以内に結論を出すことになっています。

重要なことは、犯罪被害者等基本計画は、被害者のための計画であるということです。被害者のためにプラスになる制度であれば可能な限り、取り入れていく方向で検討すべきだと思います。その意味で、法務省における附帯私訴についての検討が、被害者にニーズがあることを踏まえた上で、十分な検討がなされるよう注目していく必要があります。

被害者週間

弁護士 石山 貴明

基本計画は、岡村代表幹事の意見に基づき、犯罪被害者問題に対する国民の理解の増進に関する施策の一つとして、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」としました。

その「週間」では、内閣府が関係省庁の協力を得て集中的に啓発事業を実施します。啓発事業としては、犯罪被害者問題に関する大会・シンポジウム・講演会、犯罪被害者等自らによる発表会、児童生徒による作文コンクール・弁論大会、ポスター掲示等が考えられます。

その啓発事業で重要なのは、国民全員が「犯罪被害者問題は我が事である。」と理解することです。当会としても、「犯罪被害者週間」を犯罪被害者のための新たな法制度の必要性に対する国民の理解を深める機会と捉え、事業のテーマや内容につき要望を出すなどして、附帯私訴、訴訟参加及び犯罪被害補償制度等の実現に積極的に活用する必要があります。

2000年改正少年法5年後見直しの意見書を提出

2月1日に、杉浦正健法務大臣に少年法の改正に関する意見書を提出しました。当日は、岡村代表、土師幹事、松村幹事および少年事件の被害者である会員の方々（一井彩子さん、岡崎后生さん、鈴木八恵子さん、松尾美恵さん、山田佐知子さん）が出席しました。意見書作成にご協力いただき、また当日もご同

行いただいた守屋典子弁護士に以下のとおり意見書提出までの経緯や当日のようすをまとめていただきましたので、意見書（別添）とあわせてご覧ください。

少年法改正 5 年後見直しに向けて

弁護士 守屋 典子

少年事件の被害者のほとんどは、ほんの少し前まで、加害少年の更生という名目のもとに、加害少年の氏名さえ教えてもらはず、知らないうちに審判が終わり、最長で 2 年位後に人の噂で社会に戻ったことを知る。そういう状態におかれていきました。

しかし、少年法の定める制度はあまりにも被害者の保護に欠けるという批判が広がり、2000 年の少年法改正で記録の閲覧・謄写、意見聴取、結果の通知という 3 点の被害者配慮規定が盛り込まれました。少年事件の被害者が強く要望する審判傍聴については何の規定もおかれませんでしたが、ただ、5 年後にこの改正法の見直しを行うという付則が盛り込まれました。今年の 3 月がその 5 年後見直しの期限となります。

そこで、あすの会では、少年事件の被害者やご遺族にアンケートをお願いしたり、直接お話をうかがったりして、どのような点について被害者が改正を求めているか検討し、意見書を作成しました。特に重大事件の被害者等には、要保護性の審理も含め審判傍聴できる制度、また、社会記録を含め閲覧できる制度にするべきであるとしました。その他にも、2000 年改正法で導入された閲覧・謄写や結果の通知の期間制限や正当理由の撤廃、保護者の責任の明確化、記録の謄写料の無料化、被害者の審判結果への不服申立制度・捜査段階での早期の情報提供制度・被害者の未成年の兄弟姉妹に対するケア制度・公費による代理人制度の創設などを求める内容となっています。

意見書は、2 月 1 日に法務省に杉浦正健法務大臣をお尋ねし、直接お渡しました。大臣は、2000 年改正の際にも関わられたとのことで、少年事件の被害者問題に深い関心を寄せられており、前向きに検討する旨のお話をくださいました。



杉浦法務大臣に意見書を提出

法律まめ知識 ⑩

公判前整理手続

昨年 11 月 1 日から、「公判前整理手続」という新しい手続が導入されました。「公判前整理手続」とは、被告人には事件についてどういう言い分があり、この事件では何が問題点となるのか（この問題点を「争点」といいます）を明らかにして、公判審理でどのような証拠を取り調べるのかをあらかじめ決めるための手続です。

刑事裁判は、検察側と弁護側のやりとりを全て公開の法廷で行うことを原則としています。したがって、検察側は裁判が始まってから証拠を示して事実を証明し、弁護側はそれを受けて被告人の弁護を行うことになります。そのため、審理の進行は月に一回程度のペースになり、複雑な事件の場合は判決までに 10 年以上かかることも珍しくありませんでした。

そこで、新たに導入された手続では、公開の裁判を始める前に、非公開で、裁判官の前で検察側と弁護側がそれぞれの主張をはっきりさせて、争点を明らかにします（争点の整理）。また、それぞれが証拠の請求をして、公判で取り調べる証拠を決定し（証拠の整理）、公判の日程をどうするか、証拠調べにはどのくらいの時間を当てるか、証人はいつ尋問するかなど審理の見通しを決めます。そして、公判審理では、この手続の結果を踏まえて、そこで明らかになった争点を中心に証拠調べを行うこととしたのです。

現在、この公判前整理手続は、裁判所が選んだ事件についてだけ行われることになっていて、被告人が否認している事件や争点の多い複雑な事件、社会的にも注目される重大な事件などが主な対象となるものと考えられています。しかし、平成 21 年に裁判員制度が開始されると、裁判員が審理する全ての事件についてこの手続が必ず行われることになります。

この手続によって裁判の期間をどの程度短縮できるかは、実際のところ、まだはっきりしません。3 年後の本格的な実施に向けて、今後、適用事例を積み重ねていくことになります。

☆ 犯罪被害救援基金のお知らせ

財団法人犯罪被害救援基金が、犯罪被害に遭われた方のご家族やご遺族へ、奨学金の給付をおこなっています。小学生から大学生までの学生、生徒および児童が対象となります。犯罪被害者等給付金の給付を受けられた方に限られますので、関心のある方は、各警察署へお問い合わせください。

奨学金の給与月額

小学生	9,000円
中学生	9,000円
高校生	国公立 15,000円 私立 23,000円
大学生	国公立 23,000円 私立 29,000円

(注) 奨学金は貸与ではなく給与ですので、返済する必要はありません。

活動報告

月	日	活動	内容
12	2	市原会員、大鞭会員、坂口会員、高橋会員、林(友平)会員、安丸会員講演	法務省大阪矯正管区教育課 「行政施設教育活動充実化研修」
	4	第56回関西集会	
	9	高橋正人弁護士講演	TBS記者勉強会 「犯罪被害者等基本計画と司法制度」
	11	第55回幹事会	
	13	林幹事講演	法務省大阪矯正管区教育課「中等科研修」
	17	第46回関東集会	
	19	内村幹事講演	東京都立足立高等学校定時制課程 セーフティ教室 「青少年の非行・犯罪被害防止について」
	26	岡村代表幹事ほか 第3回犯罪被害者等施策推進会議に出席	
	27	犯罪被害者等基本計画 関議決定	
	27	犯罪被害者等基本計画 関議決定について声明発表	
1	8	第57回関西集会	
	9	第56回幹事会	
	11	高橋正人弁護士講演	中央大学法科大学院 「被害者と法」にて
	13	第1回顧問弁護団会議	
	14	第47回関東集会	
	16	全国犯罪被害者の会(あすの会)第6回大会・シンポジウムについて記者発表	
	22	全国犯罪被害者の会(あすの会)第6回大会・シンポジウム	
	27	林幹事講演	高松矯正管区 職務研究会「四国矯正研究発表会」
	29	第20回九州集会	
2	1	岡村代表幹事ほか 杉浦法務大臣に2000年改正少年法5年後見直しの意見書を提出	

関東集会の報告

第46回 関東集会 平成17年12月17日（土） 参加者33名（会員18名）

1. 幹事会報告

犯罪被害者等基本法をうけての計画案を説明。

シンポジウムの細部。ボランティアについての配置と依頼。

2. 基本計画案の犯罪被害者の実名・匿名発表について、マスコミ関係者との話し合い

毎日新聞の記事、キャスターによる内閣府への申し入れ等について、活発な意見交換がなされた。再度話し合いの場を設けることを検討。

〈メディア参加社〉 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞（含論説委員）、日経新聞、
共同通信、日本テレビ、TBSテレビ 計12名

第47回 関東集会 平成18年1月14日（土） 参加者19名（会員14名）

平成16年12月犯罪被害者等基本法が成立したことに基づき、昨年12月27日に犯罪被害者等基本計画が閣議決定したことが報告されました。施策の実施は3年内。

次に1月22日（日）に開かれる全国犯罪被害者の会第6回大会・シンポジウム「犯罪被害者等基本計画の策定と今後の課題」の説明がなされました。

その後、犯罪被害により受けた精神被害のケア等、精神的問題に取り組んでいる精神科医中島氏と研究員の白井氏がいらして、あすの会会員を対象に、犯罪被害者の精神健康の実態調査を行うに当たり、調査場所、質問事項、方法等を詳しくお話を下さいました。

＜次回以降のお知らせ＞

4月15日（土）、5月20日（土） 13時～17時

東京文化会館 台東区上野公園5-45 TEL 03(3828)2111

会費 1,000円

関西集会の報告

第56回 関西集会 平成17年12月4日（日） 参加者25名（会員16名）

幹事会報告では、1月のシンポ・総会の件、「基本計画」閣議決定の件（特に、「実名・匿名報道」についての立場）について報告されました。また、九州集会より、藤田幹事が参加され、会員の抱える問題の報告等がありました。活動報告として、11月26日の「日弁連交流会（札幌）での人形劇と講演」、12月2日の「大阪矯正管区教育課講師派遣」があり、被害者の現状の訴え・矯正方法や贖罪、矯正教育に対する問題点等、これからも引き続き実態が社会に認知されるよう進めていきたい旨、報告されました。その後、実名報道について、参加のマスコミとの意見交換を行い、「倫理観の無い報道合戦」に対し自浄能力を発揮できていない等、被害者の視線で報道すべきではないかという話が出て、引き続き意見交換していくことを確認しました。

第57回 関西集会 平成18年1月8日（日） 参加者29人（会員20人）

・岡山刑務所見学報告（LA級で殺人関係が80%）

報道関係の取材がOKで刑務所の現状などを初めて知ったマスコミが多かった。長期の刑期のため技術習得が可能で、生産性が高い刑務作業という特徴との報告がありました。

・マスコミ司会による実名・匿名報道の検討

報道被害について被害者がされたくない報道の一つとして、民事訴訟での金額の報道が挙げられました。「被害者は真実を知りたい為の民事訴訟なのに、金が目的と世間に誤解される。また、その金額を受け取ったと社會に広まる。そういう事を無くす為、マスコミは提訴に至る理由、状況を社會に伝える意義を考える必要があり！」との被害者側の意見に対し、「金額を強調する事はないが、民事訴訟は損害賠償であるから賠償決定がされる。従って、金額を伏せれば真実を伝えられなくなる。」と、あるマスコミの方が回答。この答えには私もなるほどなっ...と思いました。要するに、金額を見出しにするのではなく、なぜ、

その裁判を起こす事になったのかが一番大切な事なのだから、その事を見出しに社会に訴えてもらい、金額は後から付いてくるもので良いと私は思います。質疑応答はアッと言う間に時間が経ち、結局、実名・匿名報道、またマスコミの自主規制について明確な答えは出ませんでした。しかし、マスコミの方が言った「記者が被害者ときちんと向き合う事」、被害者が言った「被害者の人権を無視した取材がされて来た」という事を念頭においてもらい、これからもマスコミとの意見交換会を続けたいと思う今回の集会でした。

<次回以降のお知らせ>

4月2日（日）、5月7日（日） 13時～17時
 クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL 06(6460)7800
 会費 1,000円

九州集会の報告

第20回 九州集会 平成18年1月29日（日） 参加者8名（会員6名）

幹事会報告と、第6回大会・シンポジウム、総会の報告、法務大臣の祝辞に始まり、盛会な大会であったことが報告できました。厚生労働省主監の犯罪被害者及び家族における重度ストレス反応の実態調査の協力依頼を説明しました。

会員である鹿児島の二宮氏より、現在国賠係争中であり、支援協力の依頼がありました。九州集会で協議したところ、参加者全員一致で支援協力を確認しました。今後、話し合いを進めていきたいと思います。

九州集会の運営について、今後九州圏内の被害者支援センターに参加の呼びかけを積極的にしていくことを確認しました。

<次回以降のお知らせ>

5月28日（日） 13時～17時
 福岡県農民会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL 092(761)6550

幹事会の報告

第55回 幹事会 平成17年12月11日（日） 出席者12名

- 1) 第6回シンポジウムの大会・総会について議論実施。大会進行表整備、各担当業務の進捗状況確認など。
- 2) 武蔵野大学／小西氏から、基本計画に関連した「犯罪被害者の精神健康状況とその回復に関する研究」についてのアンケート調査協力の要請に対し、次回幹事会でアンケート内容などの詳細について、ご説明頂き判断することとした。
- 3) 顧問弁護団の結成と検討依頼事項の整理
 当会の顧問弁護団の結成にあたり、弁護団にご検討頂きたい事項について、各幹事で提案・連絡することとした。
- 4) 精神障害者による被害者分科会の要望書
 藤田幹事より分科会からの要望書の説明。今後は、新しく施行された「医療観察法」について、分科会で議論して頂くことになった。

第56回 幹事会 平成18年1月9日（月） 出席者11名

2週間後の第6回大会・シンポジウムの準備打ち合わせに終始しました。パネリストへの連絡、招待状、プログラム、チラシの配達、各係り担当表作成、プレスリリース日時決定、シンポジウムの後の総会の進行表の確認をしました。

そして、今まで、ヨーロッパ調査団などいろいろとご協力いただきましたが、15人の弁護士の方々が、今回正式に顧問弁護団としてあすの会をバックアップしてくださることに決まりました。

先に調査協力依頼があった小西聖子氏の「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」の調査方法、意義説明のため、精神科医中島聰美氏と、調査担当の白井明美氏が来所されました。100例はないと、実証的なデータにならないとのこと。協力を約束しました。

【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先
□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熱」

□三菱東京UFJ銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熱」

おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。


法廷付き添い
**事件を思い出す裁判傍聴に
私達が付き添います！**

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行ってています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

- PM 1:00 ~ 4:00
- 03-5319-1773


あとがき

1月22日、第6回のシンポジウムが例年通り日比谷の三井ビルで行われた。前日の雪で、足下の悪い中、参加者約300人が集まり、成功裡に終わった。頗もしいバックアップの弁護士さん達のお声もいただき、今後、犯罪被害者等基本計画の検討のための会であるあすの会としての要望を申し出ていくことの確認がなされた。

2月1日には、少年法改正5年後の見直しに向けての意見書を岡村代表、守屋弁護士ほか計9名で杉浦法務大臣に提出した。

今後もあるすの会の声を發していくことが犯罪被害者としての運動をのばしていくことになると思う。

2000年改正少年法5年後見直しの意見書

目 次

1. 被害者の審判出席	1
2. 2000年少年法改正で制定された被害者配慮規定の改正	3
3. 重大犯罪の原則逆送（法20条2項）	6
4. 修復的司法	7
5. 被害者等の審判への不服申立制度	7
6. 少年法の範囲外で改正するべき点	8

平成 18 年 2 月 1 日

法務大臣 杉 浦 正 健 殿

全国犯罪被害者の会（あすの会）
代表幹事 岡 村 熊

2000 年改正少年法 5 年後見直しの意見書

2000 年に少年法が改正され、初めて少年事件の被害者等（被害者及びその遺族を含む）に対する配慮規定（記録の閲覧・謄写、意見聴取、結果の通知）が定められた。それ以前には、何らの権利もなく、保護も配慮も受けられなかった少年事件被害者等にとって、この改正は一步前進ではある。しかし、いずれも被害者等の権利として認められているわけではない上多くの制約もあり、事件の当事者である被害者等が少年審判の手続きから合理的な理由なく排除されているという事態を改善するものではない。被害者等から見れば、加害者が成人か少年かは全くの偶然にすぎず、加害者が成人であろうと少年であろうと、被害者等は十分な保護を受けなければならない。しかし、現行の少年事件手続きでは、加害少年の健全育成の目的のもとに、そのプライバシー保護ばかりを重視し、被害者等には審判の傍聴さえ認めず、被害者等は加害少年の氏名を含む事件の情報提供もほとんど受けられないのが実情である。

2005 年 12 月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」は、その重点課題の一つとして「刑事手続への関与拡充への取組」をかけ、その中で「刑事司法は、社会の秩序の維持を図るという目的に加え、それが『事件の当事者』である生身の犯罪被害者等の権利利益の回復に重要な意義を有することも認識された上で、その手続が進められるべきである。この意味において、『刑事司法は犯罪被害者等のためにもある』ということもできよう。また、このことは、少年保護事件であっても何ら変わりはない。」と述べている。これは、少年司法は加害少年のためのみならず、被害者等のためにもあるということを明確に述べたものである。

今回の 5 年後見直しにおいては、犯罪被害者等基本計画における上記見解を確認し、2000 年の改正において取り残された被害者等の審判傍聴を実現することを含め、以下のような制度を新たに創設されたく、意見を述べる。

1. 被害者の審判出席

○ 重大事件の被害者等の少年審判への出席を認めるべきである。

（理由）

（1） 少年審判は非公開とされている。そのため、被害者等は裁判官が少年審判規則 29 条に基づき、その裁量によって出席を認めたごく例外的なケースを除き、審判に出席できないというのが現状である。しかし、適正な事実認定をしてもらいたい、少年がどういう主張をするかを聞きたい等を理由として、審判出席を希望する被害者等は極めて多い。現在の審判は加害少年の健全育成に対する協力者のみで構成されており、事実認定も不十分な面があることは否定できない。2000 年の改正法で検察官関与や裁定合議制が導入されたが、その適用事例は極めて制限的である。加害少年の主張に対して反論する者のいない審判廷では、少年が事実に反する主張をした場合でもその主張がそのまま認められ、虚偽の事実認定が行われる可能性がある。加害少年が適正な事実認定を受け適切な処遇を受けることは、被害者等の回復に不可欠である。また、仮に審判において加害少年がついた「嘘」がそのまま事実として認定されて軽い処遇決定となれば、それは加害少年にとっても決してプラスではなく、その更生にとって有害であることは明らかである。このように、少年審判においてもその適正な事実認定が極めて重要であることは明らかであり、被害者等は審判において加害少年が何を述べ、どのように事実認定されるかをきちんと自分の目で確認したいとして審判への出席

を希望しているのである。そして、審判には原則として検察官が出席していない以上、加害少年の主張を聞いた結果、事実に反する部分がある場合はもちろん、ない場合にも、被害者等に審判廷で加害少年に対し質問したり、意見陳述をしたりする権利を認めるべきである。

- (2) ① そこで、被害者等の審判への出席（傍聴を含む）は、審判非公開の理由ないし目的に抵触するのか。被害者等が出席することで、はたして非公開の理由・目的が侵害されるのかの検証が必要となる。
- ② そこでまず、そもそも公開とは何かが問題となる。これまでの実務では、審判は非公開（少年法22条2項）とされていることから、被害者等も当然のようにその対象に含まれると考えられ、その審判傍聴は許されないとされてきた。しかし、公開とは一般の傍聴を許すことである。一般とは通常、利害関係者ないし事件関係者以外の者を意味する。そうであるとすれば、被害者等は事件の当事者であり、利害関係者そのものであるから、公開原則から直ちに被害者等の傍聴が認められないという結論は導かれない。現にアメリカやドイツでは、少年審判は非公開とされつつ、被害者自身は利害関係者として審判への出席が認められており、これは審判非公開原則が直ちに被害者等の傍聴の否定を帰結するものではないことを示すものである。一般国民と被害者等は全く異なる立場にあるということを理解することが、被害者等の審判傍聴を考える上での不可欠な視点である。
- ③ ところで、被害者等の審判出席に対しては、審判非公開の理由ないし目的とされている i) 少年のプライバシーの保護、ii) 社会的烙印の回避、iii) 少年の主体的な手続き参加の保障（自由な意見表明の保障）が侵害されるとして反対する意見がある。しかし、以下のとおり、これら反対意見には理由がない。

第1に、少年事件においては、事件の背景に家庭環境や保護者の問題が存在していることが多く、少年のみに責任を負わせることが妥当でないため、非行事実以外に少年の家庭環境や生育歴等を考慮してその処遇を決定する必要があるとされる。そうであるとすれば、少なくとも被害者が死亡したり重い障害を負ったりした重大事件の場合には、少年が事件を起こすに至った背景を知ることなしに、被害者等の納得は得られない。加害少年のプライバシー情報がメディアを含む一般国民に対しては保護されるべきであるとしても、上記の理由から、少なくとも重大事件の場合、被害者本人はその情報がたとえ加害少年の要保護性に関する情報すなわちプライバシーに属するものであったとしても、これを知る権利を有すると考える。重大事件に限って言えば、被害者等の知る権利は、少年のプライバシー権を上回ると考えるべきである。あるいは、加害少年は、重大事件の被害者等に対しては、そのプライバシー権を主張できないと言いかえてもよい。したがって、重大事件の被害者等は要保護性の審理を含め、審判の全部に出席できるとすべきである。

第2に社会的烙印の回避であるが、被害者等が審判に出席したからといって、加害少年に犯罪者あるいは非行少年としての社会的烙印が押される関係にないことは明らかである。メディアに審判を公開すれば、報道を通じて加害少年に社会的烙印が押されるということはある。しかし、被害者等の審判出席と社会的烙印との間に因果関係はないのであって、この点からも、非公開という場合に、被害者自身と一般国民とを分けて考える必要があることが明らかである。ただし、出席した被害者等に対しては、審判確定前であることにかんがみ、正当な理由なく知りえた情報を漏洩することを禁止する規定を設ける必要はある。

第3に加害少年の主体的な手続き参加の保障、つまり審判で加害少年に自由な意見表明権を保障することは、少年事件における適正手続き保障という意味においても重要なことである。被害者等の審判出席に反対する論者は、被害者等が出席すると加害少年が萎縮して自由な意見表明ができなくなるおそれがあるということを、その主たる反対理由とする。しかし、その理由とするところは、まさに「おそれ」であるにすぎず、何らの検証も経ていない。そもそも、少年はひとりひとり年齢も性格も考え方も異なるのであり、中には被害者等の前できちんと弁明したいと希望する者もいるであろう。少年であることを理由に一律に萎縮のおそれを主張する論拠は薄い。もし被害者等が出席している審判廷では主張したいことのある少年でも主張できなくなってしまうというのであれば、そのような状況の中でも少年を励まし、フォローするのが付添人の役割で

あろう。加えて、少年が被害者等の前で萎縮する理由を考える必要がある。少年が被害者等の前で萎縮するとなれば、それは少年が内心において非を認めていた証拠であり、それはまさに少年の反省の第1歩であると認識すべきである。

さらに、前記のように被害者等の出席しない審判には、検察官が関与する場合を除いて加害少年の主張に反論する者は存在せず、事実認定に関しては加害少年の主張がそのまま受け入れられている部分を否定できない。被害者等が審判に出席すれば、加害少年は嘘をつきづらくなり、本当のことを言う可能性がある。そうであるとすれば、被害者等の審判出廷によって加害少年の自由な意見表明が侵害される「おそれ」よりも、被害者が審判に出席することによる適正な事実認定を優先させるべきである。これは、上述したように、加害少年の更生にとってもプラスであることは明らかである。

これに対し、被害者等の審判傍聴反対論者からは、審判は短期間に行われるものであるため、加害少年の反省が進んでいない場合もあり、そのような状態の少年の姿を見、その主張を聞くことは被害者等にとってもプラスとは考えられないから、被害者等の審判出席は認めるべきではないと主張されることもある。しかし、加害少年がそのような状況にあることの説明を受けた上で、それでも審判出席を希望するか否かは被害者自身の選択でしかない。そのような状況でも出席を希望する被害者等に対し、「あなたにとってプラスにはならないから、やめたほうがいい」などと言える第3者は存在しないのである。

- (3) 以上の理由により、被害者等の審判出席が認められるべきである。この点については、現行規則29条で被害者等を審判に出席させることは可能とする考え方もある。少年審判規則29条の条文は「裁判長は、審判の席に、少年の親族、教員その他相当と認める者の在席を許すことができる。」と規定するのみで、その「相当と認める者」について何ら限定を加えるものではないから、現行審判でも被害者等の傍聴は認められているとする見解もある。また、冒頭で述べたように、ごく限られたケースではあるが、実際にそのような運用がなされた審判もある。しかし、同条は従来の実務では加害少年の更生への協力者のみを想定しており、被害者等の審判出席を認めるに際しては、新たにその旨の明文を規定する必要があろう。

2. 2000年少年法改正で制定された被害者配慮規定の改正

(1) 被害者等による記録の閲覧及び謄写（法5条の2）

- 被害者等による記録の閲覧・謄写許可の要件として「正当な理由」「相当と認めるとき」があげられているが（法5条の2）、これらの文言は削除すべきである。
- 「確定後3年」以内（同条の2第2項）という条件を撤廃するべきである。
- 謄写手数料を無料化するべきである。
- 一定の重罪事件被害者には社会記録の閲覧・謄写も認めるべきである。

（理由）

① 「正当な理由」「相当と認めるとき」の文言の削除

ア. 「正当な理由」がある場合の例としては、損害賠償請求権行使のため必要がある場合等があげられているが、そのような場合に限定すべきではない。被害者等にとって、どのような加害者によって、なぜ、どのようにしてその事件が起こされたのかを知ることは、自分の生命・身体に関する情報をコントロールする権利、すなわち「知る権利」として最も重要なことである。また、被害者等の意見陳述が認められるようになった今日、その意見陳述を行う前提として、その事件の内容を知っておく必要もあるのであって、そのためにも閲覧・謄写は広く認められるべきであり、「正当な理由」などという内容の曖昧な制限は付すべきではない。

イ. 「相当と認めるとき」とは、不適に少年の健全な育成を妨げ、不当に関係人の名譽もしくは生活の平穏を害し、または調査もしくは審判に支障を生じさせるなどの不当な影響が出る場合を意味するとされるが、いずれの理由も、閲覧・謄写した者がその情報を不適に利用した場合に生じる不都合を列挙したものにすぎず、これは同条の2第3項において、不適な利用を禁止する条項がある以

上、重ねて規定する必要のないものである。また、そもそも他人の生命・身体等というプライバシー以上ともいえるものを奪った加害少年について、被害者等との関係においてさえ、そのプライバシーを尊重せよと一方的に主張することの不当性に気づくべきである。

② 確定後3年以内という条件の撤廃

閲覧・謄写の期間を確定後3年に限定したのは、民事の損害賠償請求権の時効期間などを考慮したものとされているが、このような条件は撤廃すべきである。記録の閲覧・謄写は、上記のように民事の損害賠償請求権の行使のために必要な場合に限られるべきではないから、被害者等の「知る権利」に資するものとして、記録が保存されている限り閲覧・謄写には応じるべきであり、閲覧・謄写ができる期間を制限すべきではない。

③ 謄写料の無料化

現在、記録の謄写費用は、民事訴訟費用等に関する法律が準用されているが（法5条の3）、被害者等が謄写料を自己負担しなければならないというのはあまりに不合理であるから、無料とするべきである。

④ 社会記録には主に少年のプライバシーに関わる事項が記載されている。そのため、少年のプライバシー保護のためにその閲覧・謄写は厳格に制限されている。しかし、被害者が死亡したり、深刻な障害が残るような重大事件の被害者の場合、被害者等はその事件によって一生を失ったのであるから、少年がそのような事件を起こすに至った理由をその家庭環境や養育歴も含め、知る権利があると考えるべきである。ただし、被害者等は社会記録を閲覧することで知り得た少年のプライバシーに関する事実を、正当な理由なく公表してはならないという制限を設ける必要はある。

(2) 被害者等の申出による意見の聴取（法9条の2）

- 被害者等の意見陳述権とし、被害者等の申出を待たずに、裁判所の方から被害者等の意見陳述の意思の確認をすべきである。
- 意見陳述ができる者の範囲を拡大すべきである。
- 但し書きの「相当でないと認めるとき」の例外規定を削除すべきである。
- 被害者等の意見は、審判期日に裁判官が被害者等から直接聴取すべきである。

(理由)

① 被害者等の意見陳述権とするべきである。

現在、裁判所による意見の聴取という形をとっているが、裁判所が必要と認める場合に被害者等の意見を聴取するというような制度ではなく、被害者等が自分自身あるいは自分の身近に起こった犯罪について、心情その他の事情を裁判所に対して陳述することのできる権利として認められるべきである。

② 被害者等の申出を待つのではなく、裁判所から被害者等に意見陳述の意思の有無を確認するべきである。

現在は、被害者等の申出が要件とされているが、被害直後の混乱状態にある被害者等にとって、意見を述べたいと思っても、その機会を逃してしまうことも多々起こりうる。少年事件の被害者等のうちの多数が意見を述べることを望んでいる現実からしても、被害者等の申出を待たず、裁判所の方から、被害者等に対し、意見の陳述を行うかどうかの意思確認を行うべきである。これは、被害者配慮規定の存在を被害者等に知らせる際、同時に意思確認を行えばいいことであるから、裁判所にとっても格別の負担にならない。

③ また、意見陳述を行うことができる者を拡大すべきである。現在の文言では法5条の2と異なり「被害者が心身の重大な故障がある場合におけるその配偶者等」が申出人から除外されている。その趣旨は、被害者本人が意見を陳述できる場合にはできるだけ本人から聴取すべきということであろう。しかし、心身の故障によっては、本人の意見陳述は可能ではあっても困難である場合もある。そのような場合、本人が配偶者等代わりの者の陳述を希望する場合にはこれを認める必要がある。

④ 「事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるとき」被害者等の意見聴取を行わないこととされているが、この文言は削除されるべきである。「相当でないとき」の例としては、被害者等が多数のため、その全員から意見聴取すると手続的な負担が大きくなる場合な

どがあげられている。しかし、被害者等が多数である場合には、書面での意見提出等の適宜の聴取方法を探ることによって解決できるのであるから、これは不要な規定である。

本条の趣旨は、被害者等の心情等を聴取することにより、審判が被害者等の心情や意見をも踏まえてなされていることを明確にして、少年審判に対する被害者等をはじめとする国民の信頼を確保するとともに、少年に被害者等の心情や意識を認識させ、少年の反省を深めてその更生に資することにあるとされている。その趣旨にかんがみ、国民の信頼確保及び少年の更生のためにも、被害者等の意見陳述を広く認めるべきである。

- ⑤ 原則として、審判を担当する裁判官が直接被害者等の意見を聞くべきである。現在は、家庭裁判所調査官による聴取が多く行われている。被害者等としては調査官に話した以上、自分の伝えたかったことのすべてが裁判官に伝わっていることを期待してしまうものであるが、調査官が被害者等から聞き取った事項を自分の言葉でまとめて、裁判官に伝えているため、被害者等が期待するような伝達がなされない場合が多く、それは被害者等にとって失望の種となっている。そもそも、被害者等の心情は、警察官や検察官による調書にも記載されていることが多いのであって、それとは別に被害者等の意見陳述を認める制度が存在する意義は、それが審判を行う裁判官に直接伝わるという点にある。

また、聴取の方法については、家庭裁判所の裁量に委ねられているが、被害者が病床にあるなどの場合を除いては、原則として、被害者等が審判に出席し、少年が在席する審判期日において被害者等に意見を陳述させる方法で裁判所自らが意見を聴取すべきである。この場合、少年が萎縮してしまう等の懸念が聞かれることがあるが、萎縮は更生への第一歩である。むしろ、少年にとって、被害者等の顔や被害の程度を目の当たりにしないまま、自分の犯した罪を反省するなどということは不可能であり、実際に対面することが、少年の真の反省を引き出すきっかけとなるのである。

そして、審判廷における意見聴取を行う場合には、被害者等への付き添い、ビデオリンク制度等に関する刑訴法の規定が準用されるべきである（刑訴法 157 条の 2 ないし 4）、どうしても審判廷に出廷できない被害者等もいるであろうから、仮に被害者等による審判傍聴が認められるようになったとしても、この意見陳述の制度は存置されるべきである。

（3）被害者等に対する審判結果の通知（法 31 条の 2）

- 被害者等の申出を待たずに通知すべきである。
- 試験観察の場合にも通知するべきである。
- 通知は主文及び理由の要旨に限定するべきではない。
- 「相当でないと認めるもの」に対する例外規定を削除するべきである。
- 「確定後 3 年」以内という条件を削除するべきである。

（理由）

- ① 審判の結果について知りたくないという被害者等は少ないと思われる。審判結果の通知について 3 年という時間的な制限を撤廃するならともかく、仮に撤廃しないのであれば、審判結果については被害者等の申出を待って通知するのではなく、原則通知することとするべきである。被害者等が精神的な安定をある程度取り戻し、審判結果について知りたいと考えた時には既に 3 年が経過していたという事態は大いにありうるからである。被害者等がその通知をいつ読むかは全く自由である。被害者等はその通知を読める時期が来たら読めばいいのである。
- ② 試験観察は、一時的にしろ少年を社会復帰させるものであるから、この場合にも被害者等に通知をするべきである。
- ③ 「理由」は要旨に限定すべきでない。

被害者等は、自分に被害を与えた加害者がどのような理由で、いかなる処分を受けたのかを知る権利を有する。もし、加害少年の友人の氏名等、開示に適さない部分がある場合には適宜その部分を隠す等の処理を施せば足りる。

- ④ 「相当でない場合」との文言は削除すべきである。

「相当でない場合」の例としては、被害者等が通知内容をみだりに公表するおそれがある場合等があるが、本条 3 項に既に係る行為を禁止する規定があり、重ねて規定する必要はない。それ以外に、通知に相当性を必要とする理由は見あたらないから、このような文言も不要である。

⑤ 確定後3年以内という条件は削除すべきである。

損害賠償請求権の行使との関係で、このような期間制限が設けられているが、前述のとおり、このような制限には何らの合理性もないから、このような文言は削除されるべきである。また、①で上記したように、被害者等の申出によらない原則通知制度がつくられれば、このような条項は不要となる。

(4) 被害者配慮規定の告知

- 家庭裁判所は事件の送致を受けたら直ちに被害者等に対し、個別に必ず少年の氏名・住所、被害者配慮規定及び審判期日の告知を行うこととするべきである。

(理由)

2000年の少年法改正によって、記録の閲覧・謄写、意見の聴取、結果の通知等の制度が新設されたことを知っている被害者等は極めて少ない。改正以降に被害にあった人たちの中でも、このような制度があることを審判が終わるまで誰からも教えてもらえない、したがって、これらの制度について全く利用することができなかつたと述べる被害者等は少なくない。このようにせっかく制度ができても、当事者である被害者等がその制度の存在を知らないのであれば、まったく意味がないものとなってしまう。そこで、家裁は事件送致を受けたら直ちに、少年の氏名・住所、被害者配慮規定の告知とともに、審判期日の通知も必ず行うこととして、被害者が上記制度を実際に利用できるようにするべきである。

(5) 加害少年の保護者の教育の必要性

- 少年の保護者の責任を明確にするべきである。

(理由)

2000年改正法では、保護者に対する措置として「家庭裁判所は、必要があると認めるときは、保護者に対し、少年の監護に関する責任を自覚させ、その非行を防止するため、調査又は審判において、自ら訓戒、指導その他の適当な措置をとり、又は家庭裁判所調査官に命じてこれらの措置をとらせることができる」と規定した(法25条の2)。

少年事件においては、その保護者の責任は重大である。少年が、非行に走る背景には、少年自身の問題のみならず、保護者の少年に対する監護のあり方や接し方、夫婦関係・親子関係のあり方を含めた家庭環境そのものが重要な要素として存在する場合が多いからである。そのため、少年の非行の責任は少年のみにあるのではなく、その保護者や社会にもあるというのが少年法の考え方である。それにもかかわらず、従来、少年法には保護者の責任の取り方についての規定が存在しなかった。2000年の改正では、上記のような条文が設けられたが、保護者が家庭裁判所の指導等に従わなくても罰則があるわけではなく、何の強制力も有しない上、内容的にも不十分である。そもそも、加害少年を少年院に送致し、保護・教育をして社会に戻しても、保護者や家庭が全く変化していなければ、その更生は困難であろう。加害少年の保護者は、加害少年に対してネグレクトや身体的・精神的・性的虐待をしている場合も少なくない。そのような場合、そのような保護者の改善なくしては、加害少年の更生も難しい。そのような意味において、保護者に対する教育・指導は少年の更生にとって極めて重要な意味を持つ。被害者等の中にも、少年がその未熟性や成長発達の可能性ゆえに成人とは異なる処分を受けるならば、その保護者の責任を重くするべきであるという意見が強い。少年事件の背景には、保護者の養育態度や家庭環境が重要な要素として存在する以上、そのような養育態度をとり、そのような家庭環境をつくった保護者にも責任を負わせるべきであるという考えである。したがって、25条の2に定められているような措置の必要性については疑いもないが、保護者に対するより積極的な指導や教育プログラム受講の罰則付きの義務化等が定められるべきである。

3. 重大犯罪の原則逆送(法20条2項)

- 重大犯罪の原則逆送に関する法20条2項は原則どおりに実施されるべきである。

(理由)

- (1) この条文の根拠は、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させるという重大な罪を犯した場合に

は、少年であっても刑事処分の対象となるという原則を示すことにより、何物にもかえがたい人命を尊重するという基本的な考え方を明らかにし、少年に対して自覚と自制を求める必要があることにあるとされている（衆議院法務委員会における提案者答弁）。

審判は、少年にとって、それまでの意識を変える機会である。そうであればこそ、「保護」される審判だけでは不十分である。寛大な処分が必ずしも少年の成長にとって有益であるとは限らない。なお、重大犯罪の原則逆送に関しては、逆送をされると審理が公開されることになるため、法廷で少年が萎縮してしまい、言いたいことも言えなくなるという批判もある。しかしながら、萎縮は更生の第一歩である。多くの傍聴人の存在により、自らの犯した罪の影響の大きさに気づき、また被害者等の姿を見、声を聞き、無惨な被害状況を知ってこそ、初めて加害少年は反省の気持ちを抱き、そこから更生は始まるのである。

また、捜査を十分に行い、正確な事実認定を行う必要があることは少年事件も成人事件と変わりはない。しかしながら、家庭裁判所における少年審判は事実認定を目的とするものではなく、少年の保護を第一とする場である。したがって、事実認定を正確に行い、少年が人間の生命の尊さを十分に実感するためにも、重大事件においては、刑事裁判所における刑事裁判を経る必要がある。事実認定を十分に行わなかった場合、少年自身にとっても、自らが犯した行為が曖昧にされた感じを受けることとなるが、それが真摯な反省に結びつかないことは明らかである。

（2）例外の適用、法 55 条の存在

刑事処分以外の処分を相当と認めるときは、家庭裁判所は逆送決定をせずに、保護処分等を選択する余地が残されている（法 20 条 2 項但書）。この例外の適切な適用により、嬰児殺や付和雷同的な傷害致死事件である等の事情から逆送が相当でないと認められる場合等については、保護処分決定が出されている。このようにして、一律に逆送されるのを防ぐことができる。また、少年法 55 条により、家庭裁判所への再移送が認められており、真に適切と考えられる場合には、家裁で保護処分を受ける途が確保されている。

4. 修復的司法

- 修復的司法については、被害者の権利が保障され、被害者保護規定等が整備された後に改めて考えるべきである。

（理由）

修復的司法についてはさまざまな捉え方があり、現在では未だその定義すらも一義的ではない。したがって、その定義や運用方法によっていろいろな考え方がありうるが、被害者等にほとんど権利が認められず、また保護もない現在のような状態では、修復的司法が被害者等にとって有意な制度として機能する保障がない。加害者との関係を修復したいと考える被害者等はほとんど皆無なのであって、その言葉自体にも違和感は大きい。被害者等から見れば、修復的司法を実践した（加害者と話をした）ということで、あたかも加害者と仲直りしたり、加害者を許したかのような印象をもたれかねないことも強い抵抗がある。したがって、修復的司法について何らかの制度化に向けての取り組みを開始する事については、現段階では反対である。

5. 被害者等の審判への不服申立制度

- 被害者等の審判に対する不服申立制度を新設すべきである。

（理由）

審判を受けた加害少年側からは、i) 決定に影響を及ぼす法令の違反、ii) 重大な事実の誤認、iii) 処分の著しい不当を理由として、抗告をすることができる（法 32 条）

これに対して、被害者側はどんなに審判結果が納得できないものであっても、不服申立を行うことができない。かろうじて、検察官関与の決定がなされた事件にかぎり（上記最高裁事務総局家庭局の報告によれば、平成 13 年 4 月 1 日からの 4 年間で合計 90 名についてしか検察官関与は行われていない）、検察官が抗告受理の申立てを行うこととされているので（法 32 条の 4）、抗告受理の申立てを行

うよう検察官に働きかけることくらいしかできない。しかも、この抗告受理の申立ては、検察官の抗告権ではなく、「高等裁判所が相当と認めるとき」のみ受理されるという極めて中途半端な制度である。加えて、申立理由は、i) 決定に影響を及ぼす法令の違反、ii) 重大な事実の誤認に限定され、処罰の著しい不当は抗告受理申立の理由から除外されている。

被害者等にとっても、また、加害少年にとっても、厳格な事実認定は極めて重要な意味を持つ。検察官による抗告が上記のように極めて不十分なものである以上、審判で不当な事実認定が行われた場合に、被害者等に何らの不服申立手段が認められていないことは、立法の過誤である。事実認定の重要性にかんがみ、被害者等に固有の審判に対する不服申立制度を新設すべきである。

6. 少年法の範囲外で改正るべき点

- 被害者等に対しては、少年が逮捕された段階で、被害者等からの要求を待たずに、少年及び保護者の氏名・住所を通知するべきである。
- 被害者等の未成年の兄弟姉妹に対する支援制度を創設するべきである。
- 被害者等に、事件発生直後から公費で代理人がつく制度を創設するべきである。

(理由)

① 被害者等への情報提供

2000年の改正で、審判開始決定後の記録の閲覧・謄写が認められたことで、被害者等はこの時点で加害少年の氏名や事件内容等についての情報を入手できることとなった。警察や検察の通知制度により入手できる場合もある。しかし、事件直後で混乱をきわめた被害者等に自発的な行動を求めるることは酷な場合が多い。少年及びその保護者の氏名・住所は、少年が逮捕された場合、警察から被害者等の請求なしに通知するべきである。被害者等が希望しない場合もあるので、被害者等からの請求を待つべきであるとする意見もあるが、事件の詳細についてはともかく、少年の氏名や住所も知りたくないという被害者等はいないと思われる。

② 被害者等の兄弟姉妹のケア

少年犯罪の被害者等が、加害者とほぼ同年齢の少年であるケースは少なくない。その場合、その被害者等にはやはり年齢の近い兄弟姉妹がいることが多い。少年が被害にあった場合、その兄弟姉妹がどのような大きなショックを受け精神的に傷つくかについては、これまで何らの配慮もされることがなかった。しかし、これらの兄弟姉妹は、被害者等である兄弟姉妹が殺されたり、重い障害を負ったりすることで深く傷つき、不登校となったり、引きこもりとなるなど、その将来を理不尽に奪われてしまうことが少なくない。被害者等の兄弟姉妹も少年である。少年法は少年の健全な育成をうたうが、加害少年だけに目を向け、被害にあった少年のみならずその兄弟姉妹に対しては何らの支援も用意しないという現状はあまりにも偏頗である。それらの兄弟姉妹の置かれている状況に合わせて無料のカウンセリングを受けられる制度や教師を自宅に派遣して自宅で授業を受けられる制度などを早急につくる必要がある。少年法が加害少年の為の法律であり、被害を受けた少年の保護・支援についての規定を盛り込むことが困難であるとすれば、別個に被害少年保護法のような法律を制定すべきである。

③ 公費による被害者等代理人制度の創設

少年事件の被害者等に事件直後から公費による代理人が必要であることは、成人事件の被害者等と変わりはない。しかも、被害者等は被害を受けた直後は混乱状態にあるから、被害者等が自ら弁護士を見つけて連絡をとることは、被害者等に困難を強いるものである。被害者等からアクセスするのではなく、弁護士の方からアクセスし、少なくとも最低限、今後の事件処理や被害者等の権利等を説明し、被害者等が権利行使の機会を失わなくてすむような制度を創設すべきである。